

「竹原市二十歳の集い」の開催について 申し込み・問い合わせ 文化生涯学習課生涯学習係 ～成人式の名称を変更します～

☎ 22-2328

民法の改正により成年年齢が引き下げられたことに伴い、成人式の名称を「竹原市二十歳の集い」に変更し、20歳の人を対象に一堂に会して開催します。

日時 令和5年1月7日(土) 13時30分～(受付 12時30分)

場所 市民館ホール

対象者 20歳の人(平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人)

案内状の発送について

案内状は10月31日現在で市内に住所がある人に11月中旬頃送付します。学業や就職等のため市外に住所のある人、または、11月1日以降に市内に転入した人で、参加を希望する人は、11月30日(水)までに文化生涯学習課へ申し込んでください。

「二十歳の誓い」を述べる人を募集しています。

応募方法 「二十歳を迎えて」と題して、600字程度にまとめた作文を12月2日(金)までに次のいずれかの方法でご応募ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

①文化生涯学習課生涯学習係へ持参

②Wordで文章を作成し、電子メール(bunka@city.takehara.lg.jp)にて提出

③市ホームページの申込フォームにて提出



※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、内容が変更する場合は、市ホームページ・SNS等でお知らせします。

「令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」申請期限について

問い合わせ 社会福祉課福祉係
☎ 22-2276

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)」について、新たに「令和4年度住民税非課税世帯」も対象となります。(ただし、「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受給している世帯は対象外です。)

令和4年度住民税均等割非課税世帯

令和3年12月10日時点において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録され、かつ令和4年6月1日において、竹原市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯が対象です。対象の可能性のある世帯に対し、令和4年7月13日に「確認書」を送付しています。「確認書」が届いた方は内容を確認し、返信用封筒によりご返送ください。

申請期限 令和4年11月30日(水)

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人など(DV等避難者)特殊な事情の人は、住民票の状況にかかわらず、居住している市町村で受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です。

家庭や地域で、子ども・若者の健やかな育成を支援しましょう。

問い合わせ 社会福祉課子ども福祉係 ☎ 22-7742



「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」 および「竹原市くらし応援臨時特別給付金」について

問い合わせ 社会福祉課福祉係

☎ 22-2276

●電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を支給します。（※令和3年度・令和4年度いずれかの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）を受給済みであっても、要件に該当すれば支給されます。）

支給額

1世帯当たり5万円

支給手続き

①令和4年度住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点において、竹原市に住民票があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯が対象です。対象と思われる世帯の世帯主宛に、給付金の振込口座等を確認するための「確認書」を発送します。記載された内容を確認し、必要事項を記入の上、「確認書」を返送してください。（「確認書」の発送日は未定）

②令和4年1月以降の家計急変世帯

申請時点で竹原市に住民登録がある世帯の世帯主から、郵送で申請していただきます。（申請書は後日ホームページに掲載します）

※①②ともに、今年中の支給を目指して準備を行っております。支給時期等は決まり次第、ホームページでお知らせします。

●【竹原市独自】竹原市くらし応援臨時特別給付金

上記の国の給付金の対象にならない世帯のうち、令和4年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、本市独自に1世帯当たり5万円の現金を給付します。

支給額

1世帯当たり5万円

支給対象

次の①、②のいずれにも当てはまる世帯。

①令和4年9月30日（以下「基準日」という）において、竹原市に住民登録があり、確認書発送日まで引き続き住民登録がある世帯。

②令和4年度住民税が「均等割課税者のみ」又は「均等割課税者と非課税者」で構成される世帯

支給手続き

①令和4年1月1日以前から竹原市に住民登録がある世帯

対象と思われる世帯の世帯主宛に、給付金の振込口座等を確認するために、「確認書」を発送します。記載された内容を確認し、必要事項を記入の上、「確認書」を返送してください。（「確認書」の発送日は未定）

②令和4年1月2日以降に竹原市に転入された方がいる世帯

令和4年1月2日以降に竹原市に転入された方については、竹原市で課税状況がわからないため、該当する世帯は申請書を提出していただく必要があります。申請書と令和4年度の課税状況のわかる書類（課税証明等）等を添付し、社会福祉課福祉係に郵送にて申請してください。（申請書は後日ホームページに掲載します）

※①②ともに今年中の支給を目指して準備を行っております。支給時期等は決まり次第ホームページでお知らせします。

●配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人など（DV等避難者）特殊な事情の人は、住民票の状況にかかわらず、居住している市町村で受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

滞納処分強化の取組

市民の皆さんに負担していただく市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅使用料などは、市政を運営するうえで欠かせない自主財源です。

市では経費節減を進める一方で、これらの自主財源を確保するとともに、税等負担の公平性を確保するため、重要な課題として滞納整理に取り組んでいます。

主な取組として、納期限内に納付いただけない場合に、文書での催告、夜間や休日の電話催告、各戸を訪問しての催告等を行い、さらには給与等財産の差押えや行政サービスの制限も行っています。

▼滞納処分等の実績

処分の内容	平成31年度	令和2年度	令和3年度
市税等の滞納者に対する給与等財産の差押え	64件	30件	15件
市営住宅法的措置（強制執行、自主退去等）	0件	0件	0件
水道の給水停止	24件	25件	17件
有効期限短期（3か月・6か月）の国保被保険者証の交付	73件	53件	51件
医療費が一時全額自己負担となる国保資格証明書の交付	6件	1件	1件
有効期限短期（6か月）の後期高齢者医療保険被保険者証の交付	12件	11件	5件

納め忘れのない安心で便利な口座振替制度をご利用ください

口座振替制度を利用すると、納期限の日に指定口座から自動で引き落とされるので、納付の手間が省けるうえ、納め忘れもなく安心で、一度手続きすると、翌年以降も継続されるので大変便利です。市税や各種料金等の納付方法を新規で口座振替にされた人へ「かぐや姫商品券（市外の人にはクオカード）1,000円分」を進呈するキャンペーンを実施しているので、この機会に便利な口座振替をご利用ください。

なお、手続きは取扱金融機関で行ってください。

キャンペーンの詳細はこちら▶



取扱金融機関	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、呉信用金庫、中国労働金庫、広島市信用組合、三原農協、ゆうちょ銀行
必要なもの	通帳、印かん（銀行に届け出ているもの）
取扱われる税・使用料	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、保育料、市営住宅使用料、上下水道使用料、下水道受益者負担金

所得の申告はお済みですか？

所得の申告をしていないと、必要なサービスを受けることができない場合があります。また、所得がない人も「所得がない」という申告が必要な場合がありますので注意してください。

夜間納税相談のご案内

事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

【利用時間】 平日の20時まで 【場所】 税務課（市役所本庁舎1階）

いつも納期内納付にご協力いただきありがとうございます。

今月の納期限 11月30日（水）

◆国民健康保険税…第5期分 ◆後期高齢者医療保険料…第5期分 ◆介護保険料…第5期分

口座振替の登録をされている人は、口座振替日の前日までに残高の確認をお願いします。

●医療制度を維持するため「適正受診」にご協力ください。

【適正受診とは？】

できるだけ医療機関にかからないようにすることではありません。体の不調を感じたら、早めに受診して重症化を防ぐことが大切です。様子見をされていて重症化すると、治療にも時間がかかり入院や通院で医療費が高額になることがあります。

【適正受診のポイント】

「かかりつけ医」を持ちましょう
日頃の健康に不安を感じたときや病気になったときに、今までの検査データや健康状態を把握している「かかりつけ医」に相談すると早めの対処につながります。 まずは、かかりつけ医に相談しましょう。
休日・夜間の受診は控えましょう
休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのために開いています。 軽い症状で安易に受診すると緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたす場合もありますので、できるだけ「平日の診療時間内」に受診しましょう。 また、夜間や休日には割増料金がかかり医療費も高くなります。
「はしご受診」はやめましょう
同じ病気で2か所以上の医療機関にかかると、そのたびに初診料が必要となり、医療費も高くなります。 また、検査や薬の重複によって、体への負担や副作用の危険性もあるので、セカンドオピニオンなどの特別な理由がない場合は「はしご受診」はやめましょう。
コロナ禍でも医療機関で必要な受診を！
過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。医療機関や健診会場は感染予防対策を実施していますので、健診や持病の治療など、必要に応じて受診してください。
年に1度は「特定健診」を受けましょう
「病気の芽」を発見するために 脳卒中や心疾患などを発症すると長期の治療が必要となり、寝たきりの状態になることもあります。これらの生活習慣病は、早期に発見し対処すれば、回復も早く医療費も安く済みます。 自覚症状の乏しい初期段階（「血糖値やコレステロールが少し高い」など）は「特定健診」などで検査をしなければ把握は困難です。 病気の自覚症状がなくても、油断せず「特定健診」を受診しましょう。 治療中の人もかかりつけ医と相談し、「特定健診」を受診しましょう。

新型コロナウイルスワクチンの接種は年内に完了しましょう！

この冬は、新型コロナウイルス感染症が今夏以上に拡大し、季節性インフルエンザと同時に流行する可能性があります。2022年の年末までに、重症化リスクが高い高齢者・基礎疾患を有する人はもとより、若い人もオミクロン株対応ワクチンの接種を完了するようご検討をお願いします。

○5回目接種開始

対象者 従来型ワクチンで4回目接種が完了して3か月が経過した人

使用するワクチン

ファイザー社2価ワクチン (BA.4-5)

○乳幼児接種（6か月～4歳のお子さん）

コロナワクチン接種が開始となりましたので、対象者には10月31日に接種券を発送しました。同封の案内を確認のうえ、接種をご検討ください。

問い合わせ 保健センター ☎ 22-7157

5回目の接種券の発送時期

4回目接種時期	接種券発送時期	予約開始日
令和4年5～7月	令和4年10月27日	令和4年11月1日
令和4年8月	令和4年11月10日	令和4年11月22日
令和4年9月	令和4年11月25日	令和4年12月6日

